

国共済適用拡大に伴う組合員証等交付に関する情報

FAQ（組合員証の発行・配布等）				
SEQ	区分	ご質問	回答	広報誌ゆうせい共済 特別号 (その他の関連情報掲載先)
1	スケジュール	組合員証・被扶養者証（保険証）は、いつ頃手元に届きますか。	<p>組合員証・被扶養者証（保険証）は、短期組合員の勤務局所あてに10月17日に局出しの予定ですので、18日から20日頃に順次到着する見込みです。</p> <p>なお、組合員証・被扶養者証（保険証）がお手元に届くまでの間に医療機関を受診する場合は、10月3日の09:30から日本郵政共済組合HPにある、「電子申請システム」において資格証明書を発行できますので、医療機関へ資格証明書をご提示願います。</p> <p>ただし、電子申請をご利用の際し、事前登録が必要となります旨を申し添えます。</p> <p><a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/denshishinsei/index.html">https://www.yuseikyosai.or.jp/denshishinsei/index.html</a></p>	<p>・ゆうせい共済特別号 Vol.7 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf">https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf</a></p> <p>P6：組合員証、被扶養者証の発行時期、申請・受取方法 P16：電子申請についてのご案内</p>
2	スケジュール	限度額適用認定証は、いつ頃手元に届きますか。	<p>9月30日までに申請いただいた方の限度額適用認定証は、申請書にご記入いただいたご希望の送付先あてに10月20日頃に局出しの予定ですので、21日から25日頃に順次到着する見込みです。</p>	<p>・ゆうせい共済特別号 Vol.7 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf">https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf</a></p> <p>P11：限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の事前申請について</p>
3	スケジュール	限度額適用認定証は、もっと早く送付できないのですか。	<p>日本郵政グループ各社からの限度額適用認定証の発行に必要な給与データに基づく標準報酬月額の情報提供が、10月14日以降準備でき次第のため、局出しが10月20日頃の予定となります。</p>	<p>・ゆうせい共済特別号 Vol.7 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf">https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf</a></p> <p>P11：限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の事前申請について</p>
4	スケジュール	特定疾病療養受療証は、いつ頃手元に届きますか。	<p>9月30日までに申請いただいた方の特定疾病療養受療証は、申請書にご記入いただいたご希望の送付先あてに10月20日頃に局出しの予定ですので、21日から25日頃に順次到着する見込みです。</p>	<p>・ゆうせい共済特別号 Vol.7 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf">https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf</a></p> <p>P11：限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の事前申請について</p>

## FAQ（組合員証の発行・配布等）

SEQ	区分	ご質問	回答	広報誌ゆうせい共済 特別号 (その他の関連情報掲載先)
5	スケジュール	特定疾病療養受療証は、もっと早く送付できないのですか。	日本郵政グループ各社からの特定疾病療養受療証の発行に必要な給与データに基づく標準報酬月額の情報提供が、10月14日以降準備でき次第のため、局出しが10月20頃の予定となります。	・ゆうせい共済特別号 Vol.7 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf">https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf</a>  P11：限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の事前申請について
6	受入	組合員証・被扶養者証（保険証）は、どのように送付されてきますか。	10月1日現在で総合人事情報システム・非正規社員管理システムに登録されている勤務局所ごとに、案内書、組合員証・被扶養者証（保険証）、配布先リストを段ボール又は封筒などに封入し簡易書留により郵送します。 ただし、郵便物の重量制限の関係で複数の郵便物に分割される場合があります。	—
7	受入	組合員証・被扶養者証（保険証）は、勤務局所内の各部署あてに送付されてくるのですか。	勤務局所内の各部署あてではなく、勤務局所の代表あてに一式での送付となります。	—
8	受入	組合員証・被扶養者証（保険証）について、段ボール、封筒などの中にどのように封入されていますか。	五十音順で並べて封入しています。	—
9	受入	組合員証・被扶養者証（保険証）について、配布がしやすいように総務課、会計課など部署別の五十音順に並べることはできないのですか。	郵政共済システムには勤務局所における部署のデータを保有しておらず、印刷業者との契約内容にも含まれていないことから、部署別に並べ替えることができないものです。 なお、できることとして、配布先リストに印字されている組合員のデータについて、CSVファイルとして提供することを考えています。申し訳ありませんが、配布先において並び替え等をお願いします。	—
10	受入	配布先リストに印字されている組合員のデータのCSVファイルについて、退職者が含まれているため、退職者の分は送付しないでほしい。	CSVファイルのデータについては、既に印刷業者において発行処理に入っていますので、送付を取りやめることができないものです。 誠に申し訳ありませんが、次のとおり返送してください。 ① 配布後のチェック漏れでないことを明確にするため、配布先リストに記載されている当該者を二重線で消してください。併せて「交付チェック」欄など適宜なところに、退職している旨、ご記載ください。 ② 同封の返信用レターバックに配布できなかった組合員証・被扶養者証（保険証）を取りまとめ配布先リストと併せて封入し返送してください。	—
11	受入	駐在している場合は、どこへ送付されますか。	10月1日現在で総合人事情報システム・非正規社員管理システムに登録されている勤務局所へ送付します。	—
12	受入	兼務している場合は、どこへ送付されますか。	10月1日現在で総合人事情報システム・非正規社員管理システムに登録されている勤務局所へ送付します。	—
13	受入	出向している場合は、どこへ送付されますか。	10月1日現在で総合人事情報システム・非正規社員管理システムに登録されている勤務局所へ送付します。	—
14	受入	9月に組織改正を予定しており、勤務局所が変更となるものがありますが、どこへ送付されますか。	10月1日現在で総合人事情報システム・非正規社員管理システムに登録されている勤務局所へ送付します。	—
15	受入	必ず勤務局所へ送付されますか。	総合人事情報システム・非正規社員管理システムの誤登録、協会けんぽから日本郵政共済組合あてに連携されているデータに不具合がある場合は、勤務局所あてではなく組合員等の自宅あてに発送される場合があります。	—

F A Q（組合員証の発行・配布等）

SEQ	区分	ご質問	回答	広報誌ゆうせい共済 特別号 (その他の関連情報掲載先)
16	配布	いつまでに配布しないといけないのですか。	お忙しいところ申し訳ありませんが、可能な限り速やかに配布をお願いするとともに、遅くとも10月末までに配布をお願いします。 ただし、10月末までに配布できなかったものは、配布先リストと合わせて同封の返信用レターバックにて返送してください。	—
17	配布	配布時に組合員の受領印は、必要ですか。	郵政共済組合としては、受領印は必要ないと考えています。 ただし、受領印の押印を否定するものではありません。	—
18	配布	同姓同名がありますが、どのように配布先個人を特定するのですか。	封筒の宛名部分に印字されている、組合員の氏名、社員コードにより間違いがないか確認し、配布先個人を特定してください。	—
19	配布	郵政共済組合から提供を受けた配布先リストのCSVファイルをもとに部署別に加工の上配布し、加工後のリストに配布した事実としてのチェックを記録しています。 もともとの配布先リストに転記しないといけないのですか。	加工後のリストにおいて同等の情報がわかる場合は、もともとのリストに転記していただく必要はありません。 なお、同封の返信用レターバックで返送していただく際に、加工後のリストに加えてもともとの配布先リストも同封してください。	—
20	配布	10月1日以降に異動により勤務局所が変更となった組合員は、どうしたらよいか。	組合員にご連絡の上、組合員証・被扶養者証（保険証）について、現勤務局所又は組合員のご自宅あてに簡易書留郵便など差出及び受領の記録が残る方法でご郵送をお願いします。 また、配布先リストの「交付チェック」欄など適宜なところに、転送年月日、転送先、簡易書留郵便などの追跡番号をご記入願います。	—
21	配布	本務の勤務局所へ送付されましたが、組合員は駐在先にいます。 駐在先の勤務局所へ転送すればよいのですか。	組合員にご連絡の上、組合員証・被扶養者証（保険証）について、駐在先又は組合員のご自宅あてに簡易書留郵便など差出及び受領の記録が残る方法でご郵送をお願いします。 また、配布先リストの「交付チェック」欄など適宜なところに、転送年月日、転送先、簡易書留郵便などの追跡番号をご記入願います。	—
22	配布	本務の勤務局所へ送付されましたが、配布期限までは兼務先にいます。 兼務先の勤務局所へ転送すればよいのですか。	組合員にご連絡の上、組合員証・被扶養者証（保険証）について、兼務先又は組合員のご自宅あてに簡易書留郵便など差出及び受領の記録が残る方法でご郵送をお願いします。 また、配布先リストの「交付チェック」欄など適宜なところに、転送年月日、転送先、簡易書留郵便などの追跡番号をご記入願います。	—
23	配布	なかなか配布できない組合員に対して、勤務局所から組合員の自宅へ送付していいですか。	組合員証・被扶養者証（保険証）について、組合員のご自宅あてに簡易書留郵便など差出及び受領の記録が残る方法でご郵送をお願いします。 また、配布先リストの「交付チェック」欄など適宜なところに、転送年月日、転送先、簡易書留郵便などの追跡番号をご記入願います。	—
24	配布	長期休暇、病休等に入っており期限までに配布できない場合は、どうしたらよいですか。	組合員証・被扶養者証（保険証）について、組合員のご自宅あてに簡易書留郵便など差出及び受領の記録が残る方法でご郵送をお願いします。 また、配布先リストの「交付チェック」欄など適宜なところに、転送年月日、転送先、簡易書留郵便などの追跡番号をご記入願います。	—
25	配布	配布リストに組合員の氏名が複数印字されていますが、なぜですか。	組合員証・被扶養者証（保険証）については、一封筒4枚までの封入となっております。 例えば、被扶養者が4名おられる組合員は、組合員本人1名、被扶養者4名の合計5枚の組合員証・被扶養者証（保険証）が発行されます。 一封筒4枚までの封入ですので、4枚が封入された封筒1通と1枚が封入された封筒1通の合計2通となります。 封筒が複数あることを名確にするため、配布リストにも組合員名が複数印字されているものです。	—

## FAQ（組合員証の発行・配布等）

SEQ	区分	ご質問	回答	広報誌ゆうせい共済 特別号 (その他の関連情報掲載先)
26	配布	複数の封筒が発行されていることは、どこを見れば分かりますか。	封筒の宛名部分に印字されている、組合員の氏名、社員コードの下に世帯内通番・合計通数（例：「1/2」、「2/2」）が印字されており、合計通数（分母）が発行されている封筒の合計数となります。	—
27	配布	封筒の宛名部分に印字されている、組合員の氏名、社員コードの下に世帯内通番・合計通数として「1/2」と印字されていることから複数の封筒が発行されているはずですが、「1/2」が封入されている封筒又は段ボールの中に「2/2」が封入されていません。	勤務局所全体で、組合員名カナで五十音順に並び替えて、同じ組合員で複数の封筒が発行されている場合は世帯内通番で並び替えて、封筒又は段ボールに封入します。 10通以下の場合は封筒、11通以上の場合は段ボールに封入しますが、段ボールには最大で80通封入できますので、例えば、100通お送りする場合は、1通目から80通目までと81通目から100通までの2つの段ボールに封入されます。 そのため、世帯内通番・合計通数が「1/2」「2/2」となっても、1つ目の段ボールの80通目に「1/2」が封入され、2つ目の段ボールの81通目に「2/2」が封入されていることが考えられますので、ご確認をお願いします。	—
28	配布不可	既に退職しており配布できない場合は、どうしたらよいですか。	次のとおり返送してください。 ① 配布後のチェック漏れでないことを明確にするため、配布先リストに記載されている当該者を二重線で消してください。併せて「交付チェック」欄など適宜なところに、退職している旨、ご記載ください。 ② 同封の返信用レターパックに配布できなかった組合員証・被扶養者証（保険証）を取りまとめ配布先リストと併せて封入し返送してください。	—
29	返却	10月末までに配布できなかった組合員証・被扶養者証（保険証）が大量にあり、同封の返納用レターパック1枚では入りきらない。	郵政共済組合へご連絡いただければ、追加の返信用レターパックを送付いたします。 なお、返信用レターパックの郵送に要する期間を考慮して10月28日までに当方へご連絡をお願いします。 ご希望の場合は、メールタイトルに「国共済適用拡大に伴う組合員証返信用レターパック送付依頼」、メール本文に「勤務局所名、勤務局所コード、ご担当者様氏名、日中のご連絡先、ご希望のレターパック数」を記載して「sikaku2@yuseikyosai.jp」あてメールを送信してください。 なお、返信用レターパック数については、ご希望数量によっては調整させていただきますので、その際はよろしくをお願いします。	—
30	返却	組合員証・被扶養者証（保険証）を配布後に、組合員から、組合員証（保険証）は必要だが、その後の事情変更により被扶養者の認定基準からはずれたため、被扶養者証（保険証）を返却したいと申し出がありました。どうしたらよいですか。	会社を経由せずに組合員から郵政共済組合あてに直接返送するようご案内をお願いします。 連絡先：0120-97-8484（午前9時～午後6時 土、日、祝日等を除く）	—
31	その他	組合員から、質問があったが、どうしたらよいですか。	会社を経由せずに組合員から郵政共済組合へ直接連絡するようご案内をお願いします。 連絡先：0120-97-8484（午前9時～午後6時 土、日、祝日等を除く） また、郵政共済組合HPやゆうせい共済特別号もご案内ください。 URL <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/index.html">https://www.yuseikyosai.or.jp/index.html</a>	【郵政共済組合HP】 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/index.html">https://www.yuseikyosai.or.jp/index.html</a>  【ゆうせい共済特別号】 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/index.html">https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/index.html</a>

## FAQ（組合員証の発行・配布等）

SEQ	区分	ご質問	回答	広報誌ゆうせい共済 特別号 (その他の関連情報掲載先)
32	その他	組合員から、よく分からなかったので協会けんぽから郵政共済組合へのデータ提供について不同意としたが被扶養者証（保険証）がないのは困る旨、申し出がありました。どうしたらよいですか。	会社を経由せずに組合員から郵政共済組合へ直接連絡するようご案内をお願いします。 連絡先：0120-97-8484（午前9時～午後6時 土、日、祝日等を除く）	—
33	その他	漢字が異なっています。又は、カタカナになっています。どうしてですか。	氏名の漢字はJIS第1及び第2水準の文字のみ使用できるため、一部の漢字は変換（「高・崎・濱・柳」→「高・崎・濱・柳」等）又はカタカナで表記されます。	・ゆうせい共済特別号 Vol.7 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf">https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf</a>  P6：組合員証、被扶養者証の発行時期、申請・受取方法
34	その他	組合員から、組合員証・被扶養者証（保険証）の氏名が間違っていると申し出がありました。どうしたらよいですか。	10月1日現在で総合人事情報システム・非正規社員管理システムに登録されているデータをもとに組合員証・被扶養者証（保険証）を作成しています。 万が一、総合人事情報システム・非正規社員管理システムのデータが間違っていた場合は、修正をお願いします。 なお、氏名の漢字はJIS第1及び第2水準の文字のみ使用できるため、一部の漢字は変換（「高・崎・濱・柳」→「高・崎・濱・柳」等）又はカタカナで表記されています。 また、修正されたデータが郵政共済システムへ連携され、新しい組合員証・被扶養者証（保険証）が発行されますので、自宅あてに再送となります。	—
35	その他	組合員から、組合員証・被扶養者証（保険証）の印刷内容が不鮮明、破損しているなど申し出がありました。どうしたらよいですか。	会社を経由せずに組合員から郵政共済組合へ直接連絡するようご案内をお願いします。 連絡先：0120-97-8484（午前9時～午後6時 土、日、祝日等を除く）	—
36	その他	組合員から、組合員証・被扶養者証（保険証）を交付されていないのに要件確認の調書が送付されてきたと申し出がありました。どうしたらよいですか。	みなし認定により協会けんぽから郵政共済組合に入られた被扶養者については、10月1日現在の総合人事情報システム・非正規社員管理システムに登録されているデータをもとに10月下旬から調書を送らせていただきます。 そのため、保険証の交付前に調書を受領することがないよう10月末までに保険証の交付をお願いしているところであります。 なお、調書を受領された時点において、退職をされている方につきましても、10月1日時点をもって、郵政グループ各社に在籍をされていたため、調書の提出は必須となります旨を申し添えます。	・ゆうせい共済特別号 Vol.7 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf">https://www.yuseikyosai.or.jp/tekiyokakudai/docs/tokubetu7.pdf</a>  P8：被扶養者の要件確認